

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の批准
に関する
インドネシア共和国大統領規則
2022 年 44 号

慈悲深き、慈悲あまねき、アッラーの御名において

インドネシア共和国大統領は

- a. イノベーションの発展を後押しし、特に微生物の国内遺伝資源の開発するための政府のプログラムを支援する取組において、微生物に関する特許出願プロセスを準備する必要があること；
- b. ハンガリーのブダペストで 1977 年 4 月 28 日に採択され、1980 年 9 月 26 日に改正された特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約は、国際的に有効かつ効果的な特許出願プロセスの実現において戦略的役割を有すること；
- c. b 項で定められた条約は微生物に関する特許出願プロセスの準備を目的とした実施法令の根拠として大統領規則を通じた批准が必要であること；
- d. a、b、c 項で定められた検討に基づき、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の批准に関する大統領規則を定める必要があること；

を検討し、

1. インドネシア共和国 1945 年憲法第 4 条(1)項；
2. 国際条約に関する法律 2000 年 24 号（インドネシア共和国官報 2000 年 185 号、官報補遺 4012 号）；

を考慮し、

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の批准に関する大統領規則を定めることを決める。

第 1 条

- (1) 1977 年 4 月 28 日に採択され、1980 年 9 月 26 日に改正された特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に批准する。
- (2) 英語とフランス語による 1977 年 4 月 28 日に採択され、1980 年 9 月 26 日に改正された特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の原本の複写およびそのインドネシア語訳は添付の通りであり、またこれは本大統領規則の不可分な一部とする。

第2条

本大統領規則は法制化の日から適用される。

すべての者が知ることができるよう本大統領規則の法制化をインドネシア共和国官報に掲載することを命じる。

ジャカルタにて制定

2022年4月4日

インドネシア共和国大統領

署名

JOKO WIDODO

ジャカルタにて法制化

2022年4月4日

インドネシア共和国

法務・人権大臣

署名

YASONNA H. LAOLY

インドネシア共和国官報 2022年 78号

原本と同内容の謄本

インドネシア共和国

国家官房

法務担当次官

署名

Lydia Silvanna Djaman